

平成 19 年度 保育料表

各月初日の保育児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)		
区分	定義		3歳未満児	3歳以上児	
第 1	生活保護世帯		0円	0円	
第 2		市町村民税 非課税世帯	母子・父子家庭及 び在宅障害児 (者)のいる世帯	0円	0円
第 2 の 2			第 2 区分を除く世 帯	7,500円	5,000円
第 3	第 1 区分及び第 5～第 11 区分を 除き、前年度の 市町村民税の額 が次の区分に該 当する世帯	市町村民税均 等割額のみ の世帯 (所得割額のな い世帯)	母子・父子家庭及 び在宅障害児 (者)のいる世帯	11,000円	8,000円
第 3 の 2			第 3 区分を除く世 帯	12,000円	9,000円
第 4		市町村民税所 得割額のある 世帯	母子・父子家庭及 び在宅障害児 (者)のいる世帯	15,000円	12,000円
第 4 の 2			第 4 区分を除く世 帯	16,000円	13,000円
第 5	第 1 区分を除 き、前年分の所 得税課税世帯で あってその所得 税の額が次の区 分に該当する世 帯	前年分所得税 27,000円未満		21,000円	17,000円
第 6		前年分所得税 27,000円以上 72,000円未満		26,000円	22,500円
第 7		前年分所得税 72,000円以上 126,000円未満		35,000円	27,000円
第 8		前年分所得税 126,000円以上 180,000円未満		44,500円	29,000円
第 9		前年分所得税 180,000円以上 315,000円未満		54,000円	31,000円
第 10		前年分所得税 315,000円以上 459,000円未満		59,000円	32,000円
第 11		前年分所得税 459,000円以上		63,000円	33,000円

- (注意)
- (1) 上表の所得税額とは、定率減税額控除後(住宅取得控除等は適用されません。)の額を適用します。
 - (2) 同一世帯で2人以上の児童が保育園、幼稚園又は認定こども園に入園している場合は、保育園に入園している児童について、2人目が60パーセント軽減となり、3人目からは無料になります。
なお、年齢の高い順に1人目・2人目・3人目と数えます。
 - (3) 同一世帯で第1子が小学生で、第3子以降の児童が入園している場合は、保育料が50パーセント軽減になります。
 - (4) 旧武石村に住所を有する児童については、同一世帯で第1子が18歳未満で、第3子以降の児童が入園している場合は、保育料が無料になります。(平成20年度まで継続します。)
 - (5) 4月初日現在の年齢で認定します。